

中津川市議場システム更新業務 企画提案仕様書

1. 概要

(1) 業務名

中津川市議場システム更新業務

(2) 業務の目的

本業務は、中津川市議会の議場、委員会室及び放映室等に設置している音響・映像機器及び運用システム等を更新し、円滑な議事運営と市民への情報発信の充実を図ることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月20日まで

ただし、本市職員に操作研修等を実施したうえで令和7年9月定例会（8月下旬開催予定）から新システムが運用できるよう更新作業等の業務スケジュールを計画すること。なお、作業が6月定例会などに支障がないよう調整すること。

(4) 業務に要する費用

提案上限額 49,830,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上記提案上限額を超えてはならない。

(5) 本企画提案仕様書について

本企画提案仕様書は、本業務に係るプロポーザルの内容について必要最低限の機能要件等を示すものであり、本企画提案仕様書に記載のない事項であっても、本業務の遂行のために必要となる事項、あるいは本市にとって有益となる事項については、提案上限額の範囲内において積極的な提案を求めるものである。また、実際の業務実施に際しての仕様の詳細については、本業務の受託候補者として特定された者が、受託者として決定された後、本市と協議のうえ確定するものとする。

(6) 業務の概要

業務の概要は次のとおりとする。

- ① 議場、委員会室及び放映室について、カメラ設備、マイク設備、運用システム等の更新を行う。
- ② 更新後のシステムからの音声及び映像を既設映像配信機器、イントラネット用ストリーミングサーバ及びインターネット議会中継システムに送出すること。
- ③ 新たな設備及びシステムの導入において、不要となる既存機器等の撤去を行うこと。
- ④ 機器等は省電力、省スペース及び安易にメンテナンスが可能であること。
- ⑤ システムの操作については簡単に操作ができる機器及びシステム構成であること。
- ⑥ 映像と音声との遅延を補正する対策を講じること。
- ⑦ 本仕様書によるシステム導入に係る設置・調整・新設配線・撤去・搬入費用等全てを入札金額に

含むこと。また、本仕様書に明記がなくとも、施工上、機能上、構造上必要と認められるものは、本仕様書に含めるものとし、それに係る経費は、受注者の負担とする。

2. 基礎的要件（議場システムの更新にあたり基礎的な機能要件として提案を求める項目）

音響・映像機器及び運用システム等の基礎的な機能要件は次のとおりであるが、以下に記載がなくとも必要な機器及びソフトウェアがあれば追加して提案すること。また、仕様に対応できない場合で代替要件（代替提案）がある場合は、代替要件を提案すること。

（1）システム全般

- ① 導入する機器は全て新品とすること。（ただし、配管・配線については、施工段階での協議により支障がない範囲で本市が既設流用を認める場合がある。）また、メーカーサポート期間内は国内に在庫が確保されており、日常的なメンテナンスが容易、かつ、故障対応などが迅速に実施できる製品であること。
- ② 運用システムは、専門知識がない職員であってもタッチパネルでマイク・カメラ・映像配信等を一元管理でき、1名体制で簡単に操作できるものであること。

（2）マイク設備

〈議場・委員会室マイク共通〉

- ① 赤外線方式であること。
- ② 給電方式は電源アダプター方式とバッテリー充電方式を備えること。なお、バッテリーにて連続8時間以上使用できること。
- ③ マイク機器の形状は卓上型とし、省スペースに配慮すること。また、全て同一製品であること。
- ④ 雑音軽減のため風防を有すること。
- ⑤ マイク部分はメンテナンス性を考慮して、着脱可能であること。
- ⑥ 可動箇所が2か所以上あり、フレキシブルに角度を変えることができること。
- ⑦ 発言時にはマイク部分先端付近のランプが視認性の高い色に点灯し、発言者や職員が視覚的にマイクのオン・オフの状態を確認できるものであること。
- ⑧ 開会中であっても、マイクの個別音量や全体音量の調整をシステムで容易に行うことができるものとする。
- ⑨ マイクシステムにはハウリング抑制、ディエッサー、ローカット、パラメトリックイコライザーの機能を有すること。

◇議場マイク

- ① マイクの数量は53台とする。
- ② 起立して発言すること（議長席を除く）を前提として、適切かつ妥当なマイクの長さを選定すること。
- ③ 上記①のうち次の席には電源アダプターからの給電ができる状態で設置すること。
議長席1 演壇席1 質問席1 議員席21 局長席1 執行部席24
- ④ カメラの操作と連動し、発言者のマイクのオン・オフができること。ただし、議長席のマイクを優先とするなど、特定のマイクが常にオンの状態、あるいは議長自らがオンの状態にできること。

- ⑤ 複数（10台以上）のマイク機器を同時にオンの状態にできること。

◇委員会室マイク

- ① マイクの数量は28台とする。
- ② バッテリーで使用するため、必要台数分の充電器を用意すること。
- ③ 着席して発言することを前提として、適切かつ妥当なマイクの長さを選定すること。
- ④ マイクを使用する際は発言者が自押しするため、後押し優先、先押し優先の設定が行えること。
- ⑤ マイク制御は委員会室で行えること。
- ⑥ 議場においても使用することができるよう、議場マイクと同じ長さのマイク部分を取り替え用に5本用意すること。

〈集音マイク〉

- ① 議場1台及び委員会室1台の既存集音マイクを取り換えて設置すること。ただし必要がある場合は増設すること。
- ② 議場及び委員会室マイクによる音声と、集音マイクの音声混在することになる場合は、混在による聞き取りにくさが生じないこと。

(3) 映像設備

〈議場カメラ〉

- ① 既存カメラ2台を静音性の高い回転台一体型4Kカメラと取り換えて設置すること。ただし必要がある場合は増設すること。
- ② レンズは光学2.4倍以上のズーム機能を有すること。
- ③ IP接続で動作制御が行えること。
- ④ SDI及びHDMIで映像出力が行えること。
- ⑤ 設置場所を担当職員と協議及び確認した上で設置するものとする。
- ⑥ 撮影する対象者ごとに最適なレンズの角度、方向、ズーム等をプリセットすることができること。
- ⑦ システムでカメラの操作（パン、チルト、ズーム等）及びプリセットの呼び出し、議会中継で放送するカメラ映像の切り替えの操作が行えること。また、発言者が発言中でも操作できること。
- ⑧ プリセットの切り替えの際には、視聴者が視聴しやすい映像となるよう、カメラが移動中の映像を表示せず、完全に次のプリセットに切り替わった後に、移動後のカメラ映像に切り替わることとし、これらの一連の操作を自動でできること。

〈委員会室カメラ〉

- ① 静音性の高い回転台一体型4Kカメラ2台を既存カメラと取り換えて設置すること。ただし必要がある場合は増設すること。
- ② レンズは光学1.2倍以上のズーム機能を有すること。
- ③ IP接続で動作制御が行えること。
- ④ SDI及びHDMIで映像出力が行えること。
- ⑤ 設置場所を担当職員と協議及び確認した上で設置するものとする。

〈議場内傍聴モニター〉

- ① 既設傍聴モニター2台を55型液晶薄型ワイドカラーモニターに取り換えて設置すること。
- ② 議場内の明るい環境で使用するため、必要な輝度を考慮したものであること。
- ③ 取り外したモニター1台を既存発言残時間等表示モニターと入れ替え設置を行うこと。

(4) 運用システム

〈タッチパネル〉

- ① 機能の操作は主にタッチパネルで操作できること。ただし、不具合に備えて同様の操作をキーボードやマウスでも行えること。
- ② タッチパネルは1台で運用できるものであること。ただし、視認性や操作性を考慮して、必要に応じて複数台構成に拡張できること。
- ③ マイク、カメラ、テロップが連動し、ワンタッチで同時に切り替えができること。また、マイク、カメラそれぞれの機能を独立して作動させることも可能であること。
- ④ 全てのカメラ映像と配信中の映像が、タッチパネル上で同時に常時確認できること。

〈座席レイアウト〉

- ① タッチパネルの画面表示は、実際の議場の座席レイアウトに沿い、視覚的に見やすく操作しやすい画面表示であること。
- ② 座席レイアウトは、10パターン以上の設定ができ、簡単に切り替えができること。
- ③ 座席レイアウトの変更や役職・氏名の変更等は、職員がいつでも容易に行えること。
- ④ 別途示す座席レイアウトの基本パターンを納品時に登録すること。

〈テロップ〉

- ① 撮影する映像には、事前に登録した発言者の役職名や氏名などのテロップを、カメラと連動して自動的に表示できること。
- ② 議事日程や議案名、一般質問項目などは、事前に50パターン以上のリストを登録し、タッチパネルで選択して容易に表示できること。また、文字数の多いテロップはスクロール表示ができること。
- ③ テロップに使用できる文字は、かな、漢字、ローマ字、外字等に対応し、人名漢字が多数表示できること。なお、JIS 第一、第二水準の文字に対応していること。
- ④ テロップの入力はキーボードで行えること。また、一般質問項目などの文字列は、CSVファイルからの一括登録もできること。
- ⑤ 演壇や質問席など、不特定多数の者が発言する席については複数パターンのテロップの事前登録ができるほか、会議中に必要に応じて随時、職員が容易に必要なテロップを作成して表示できる機能を有すること。

〈発言残時間表示〉

- ① 発言残時間カウントが発言者マイクのオン・オフに連動すること。また、非連動での運用もできること。

〈点検機能〉

- ① マイク点検機能、システム点検機能を有すること。

〈操作ログ〉

- ① 本会議の終了後に議事の経過状況を把握し、また、会議録の作成を補助するために、タッチパネルで操作した時刻や、発言者の氏名等、議事の進行が操作ログとして保存できること。また、Microsoft Office で編集可能なデータとして取得できこと。

〈ブザー〉

- ① 放映室で操作することができるブザーを設置すること。

(5) 映像配信設備との接続

〈庁舎内傍聴用モニター〉

- ① 既存庁舎内傍聴用モニター（本庁舎5階3箇所、4階2箇所、3階1箇所、中2階ロビー1箇所）に映像を配信すること。
※ 既存庁舎内傍聴用モニターはアナログ接続である。
※ 全てのモニターはHDMI入力対応である。

〈イントラネット用ストリーミングサーバ〉

- ① 健康福祉会館（本庁舎南）3Fサーバ室に設置されているストリーミングサーバに既存庁内LANを経由してRTMPで伝送すること。

〈インターネット議会中継〉

- ① インターネット議会中継配信業務を受託している事業者と協議のうえ、映像・音声の問題なく配信されるように、設計、施工及び調整を実施すること。
〈配信業務受託業者〉神戸総合速記(株)

〈映像配信先制御〉

- ① 庁舎内傍聴用モニター、イントラネット用ストリーミングサーバ及びインターネット議会中継への映像配信先を放映室にて選択できること。

(6) その他の設備、機能等

〈録音機能〉

- ① デジタルデータとして発言等を高品質で録音できるための機器（USBメモリ、ICレコーダー、SDカード等にデータを移行または直接保存できるもの）を放映室及び委員会室に設置すること。
- ② 議場及び委員会室マイクによる音声と集音マイクによる音声をそれぞれ録音できること。
- ③ 録音の開始、一時停止、再開及び停止等を職員が容易に操作できこと。また、録音の自動開始など、操作ミスを防止する機能を有すること。

〈録画機能〉

- ① 放映室に業務用SSDレコーダーを1台設置し、運用（操作）システムのソフトウェアによる制御ができること。また、テロップ付きの映像で録画できること。
- ② 録画映像を確認、操作できるモニターを設置すること。

〈電源〉

- ① 主電源ユニット等を設置し、運用システム及び音響映像設備の電源管理を一括でできること。
- ② 瞬停対策として無停電電源装置を設置すること。

〈オンライン委員会の配信〉

- ① WEB会議システム（ZOOM）により、オンライン参加者を委員会室内に設置する大型ディスプレイに表示させる方式で開催するため、委員会室の映像にWEB会議システムの映像・音声を合成し配信できること。
- ② 上記大型ディスプレイの音声を委員会室に設置する録音機器に委員会室の音声に合成し録音できること。
- ③ オンライン委員会にて使用するワイヤレス接続機能を有する65型大型ディスプレイをカスタムスタンド付きで用意すること。

3. 拡張的要件

本業務において更新する機器及び運用システムは長期に使用することとなるため、下記(1)については使用期間内に機能を追加することとした場合のその機能の有無と導入経費を確認するものである。経費については提案見積書内に参考として記載すること。

(1) 拡張機能

- ① 電子採決機能
- ② リアルタイム字幕機能

(2) 発展的提案

- ① 本企画提案仕様書に規定されていない機能等で、本市にとって有効、有益な機能であり導入が望ましいと思われるもの。

4. その他の要件

(1) マニュアルの作成・研修

- ① 議場システムの操作マニュアル、管理マニュアル等を作成し、提供すること。操作マニュアルは、簡易なものと詳細なものを提供すること。
- ② 議会事務局職員に対して、議場システムの操作及びメンテナンス等の管理方法の研修を実施すること。

(2) ソフトウェア等の長期使用

- ① 導入後最低5年間はサポート及び保証切れによる更新の必要のないソフトウェア及び機器を選定すること。
- ② システムにバージョンアップがあった場合はバージョンアップが無償で行えること。

(3) システム障害対応

- ① システム障害等が発生した場合においても本会議を遂行や議事の進行や録音記録ができるための具体的な対応が講じられていること。
- ② 機器の故障やシステム障害によるトラブルを未然に防ぐ対策が講じられていること。
- ③ システム障害発生時のサポート体制が整備されていること。

(4) 保守点検等の考え方や実施方法についての提案及び参考見積

- ① 無償保証期間を示し、無償保証期間終了後の保守点検等について、考え方や実施方法及び次年度以降の1年あたりの経費を提案すること。
 - ② 「3 (1) 拡張機能」を導入する場合に追加が必要となる経費を提案すること。
- ※ 保守点検等に係る参考見積額は、本プロポーザルの提案上限額の対象ではない。
- ※ 本業務の受託者と保守契約を締結することを約束するものではない。

(5) 機器設置及び配線等について

- ① 機器等の設置位置については、発注者と協議を行うこと。
- ② 現地作業は事前に現場の実情を理解したうえで実施すること。また、業務責任者は発注者との連絡を密に行い、工程調整、作業調整等を行うこと。
- ③ 作業終了後、新規の設置機器及び既存の設置機器の動作試験を行い、問題なく動作することを確認すること。
- ④ 設置は、あらかじめ各機器等の搬入経路等、現場の状況を調査し、作業計画、工程、人員及び搬入経路等の必要事項を記載した計画書を発注者へ提出し、十分に協議を行ったうえで実施すること。なお、設置の際に、市役所庁舎及び既存の機器等に損害を与えた場合、受注者の責任において修復すること。
- ⑤ 配管・配線ルートに関しては、協議のうえ敷設方法を明確にして実施すること。施工に伴いカーペットをはがす必要がある場合や議場壁面等の可視部分に敷設する場合は、議場全体の景観保持に配慮すること。また事前に発注者と協議を行うこと。
- ⑥ 作業時間は、原則9時から17時までとする。

(6) 放映室機器・什器類

- ① 機器設置に伴い不要となる機器及び什器類は撤去すること。
- ② 新たな機器類の設置や操作に必要なラック及び什器等を用意し、適切に収納、配置すること。なお、ラックについては転倒防止対策を行うこと。

(7) その他の留意事項

- ① 引渡しを要さない発生材等は関係法令に従い受託者の責任において処分すること。
- ② 機器等の撤去、交換、設置業務については、安全確保、災害・公害防止、盗難防止等の管理に万全を期すこと。

5. 完成図書等

本業務の受託者は、業務完了時に、完成図書を2部提出すること。また、指定したファイル形式で作成した電子媒体に記録したものを納入すること。完成図書の概要は次のとおりとする。なお、各項目の編成順序は問わない。

- ① 操作運用等マニュアル
- ② 運用支援・障害対応の担当者、連絡先等を記載した体制図
- ③ 構築したシステムの説明書

- ④ 導入品仕様一覧（機器のカタログ等含む）
- ⑤ システム構成図、ラックマウント図
- ⑥ システム構築後の稼働試験結果報告
- ⑦ 施工前後の写真
- ⑧ 配線等がわかる図面
- ⑨ 産業廃棄物処理に関する報告
- ⑩ その他受託者が必要と判断したもの又は本市より指示のあったもの

6. その他

- (1) 本業務の履行にあたり必要となる受託者の人件費、打ち合わせ等の出張旅費、資料等の作製費、電話等の通信費、郵送料等については、すべて提案金額に含むものとする。

- (2) 本業務の履行にあたり、本企画提案仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、本市と協議のうえ、その指示に従うこととする。